

文化とスポーツは、人々の暮らしの質を高めていく上で大切な役割を果たしています。

文化は心の健康を保つものであり、スポーツは体の健康を保ちます。

双方は人々の精神と身体を活性化し、生きる意欲や活力を高めることにつながります。

さらには、新しい人間関係を築き、協働のまちづくりの機会を広げ、世代間の交流を深めていく上でも大切な意義をもっています。

ふじみ野市は、数多くの遺跡・史跡があり、特に街道や水運の要所として繁栄し、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史と伝統に支えられたまちです。

また、近年においては首都圏に近接した住宅都市として発展してきたことから、多様な文化やスポーツのニーズも多くあり、それに応えていくことも必要となります。

伝統的な文化の保存・継承、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、これからのふじみ野市の文化とスポーツの振興を推進していくことを目指します。

私たちは、ふじみ野市の文化とスポーツの発展に向けて努力することを決意し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、文化及びスポーツの振興に関する基本理念を定め、市民及び地域団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民の自主的な文化活動及びスポーツ活動を推進し、もって市民一人ひとりの豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇等の芸術及び伝統芸能
- (2) スポーツ 運動競技、レクリエーション及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためのもの
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (4) 地域団体 市内で活動する法人その他の団体

(基本理念)

第3条 文化及びスポーツの振興に関する基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現を推進すること。
 - (2) 市民及び地域団体の自主性及び創造性を尊重すること。
 - (3) 市民が文化活動及びスポーツ活動により、潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備を図ること。
 - (4) 市、市民及び地域団体の相互の連携及び交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めること。
- 2 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び伝統を尊重するものとする。
 - 3 スポーツの振興に当たっては、スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動及びスポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域社会の一員として自主的に文化活動及びスポーツ活動の推進を図るとともに、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化及びスポーツの振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、文化及びスポーツの振興のため、必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、文化及びスポーツの振興に関する施策の実施に当たり、市民及び地域団体と連携するものとする。

(基本施策)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる文化及びスポーツの振興に関する施策を行うものとする。

- (1) 環境の整備及び機会の充実に関すること。
- (2) 調査及び情報の提供に関すること。
- (3) 人材の育成及び地域団体の支援に関すること。

(振興計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実施するため、振興計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市長は、文化及びスポーツの振興に関する施策を推進するため、審議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。